

第1回岩手県立総合防災センター指定管理者選定委員会議事録

令和7年9月5日（金）10:00～11:00

1 開会

2 挨拶

細川消防保安課長

3 委員紹介

4 協議

協議に先立ち、委員長として、小笠原委員（岩手大学地域防災研究センター長）を選出した。また、委員長職務代理者として、瀬川委員（岩手県消防長会会長）を指名した。

（1）指定管理者選定に係る基本方針について

事務局から、総合防災センターの概要について、資料1により説明。さらに、基本方針に資料2により内容を説明。

選定委員・・・前回の公募と同じ内容で公募しているか。

事務局・・・大きく変わった部分はないが、休館日の取扱いを変更している。現行が月曜日定休で1日のみだったものを見直し、月曜日と金曜日を休館日、加えて冬期間は水曜日にも休館日に加えている。

委員長・・・基本方針について原案どおり決定することとしてよろしいか。

（異議なし）

委員長・・・基本方針について原案どおり決定します。

（2）募集要項、仕様書等の策定

事務局から、募集要項（資料3）、仕様書（資料4）、概要（別冊）、申請書類に基づき説明。

選定委員・・・人員配置は4人で足りているか。現状で足りているなら問題ないが、防災への関心が高まる中、来庁者がたくさんグループで来ることもあろう。「職員4人では受託できない」と言われ、募集ができなくならないか心配。

事務局・・・現状は、4名体制で勤務頂いている。新型コロナウイルスの影響で、コロナに入る前は設けていなかった人数制限を設けた。コロナ前、従前から4名ないし3名で勤務頂いているところ、人数が70～80名と多い場合は、受託者である消防協会の方で、1回当たりの受講人数を申請団体と調整し、午前午後に分けて頂いている。

他には防災指導車で、申請団体の現地に赴いて地震体験をして頂くような提案をするなどして、現状の人数で運営をうまく回して頂いている。

選定委員・・・令和4年度から4人体制か。

事務局・・・職員配置は変更していない。県の積算上の人数と受託者側で配置する人数に、運営のやり方で若干相違があるが、基本的には3名から4名、うち正規職員1名から2名、パートタイム職員が1名から2名で、運営して頂いている。

選定委員・・・イベントを行うときに人数の不足を補う、臨時職員を追加で謝金で雇うようなことはしていないか。

事務局・・・委託料の関係もあるため、イベントの際だけ臨時職員等を雇うことはなく、職員が3名から4名で実施をして頂いている。

選定委員・・・来客の人数が多いと分かっているときは、応援の対応が必要ではないかと思う。

事務局・・・必要であれば県と協議し、共同で進めていければと考えている。

選定委員・・・防災センターの年間入館者について、県として、どのくらいを目安・目標数値にしているか。指定管理を依頼するうえで、必要と考える。

事務局・・・来館者数の見込は、現状コロナの影響もあって人数が少なくなっているが、従前の1万人程度を目標としている。

選定委員・・・1万人程度の来館があったコロナ前の時期のノウハウが、コロナにより途切れてしまっており、小学校等の利用団体の側も依頼しづらい環境になっているかと推測される。

事務局・・・利用者数・来館者数を増やす取組は、指定管理者に対してお願いするところだが、従前来ていたがコロナで途切れた団体や家族に対しては、まず人数制限を撤廃していることを伝えつつ、改めて広報等を実施して施設の利用促進を図っていきたい。

選定委員・・・集客は、指定管理者の業務となるか。

事務局・・・管理運営業務と来館者対応は全般を指定管理者に委託するが、委託料の関係もあるため、利用促進は必要であれば、県と協議して進めていきたい。

選定委員・・・指定管理者がイベントを行うとなった場合、県としての周知はどのくらいできるのか。

事務局・・・岩手県ホームページでの公開、県の復興防災部で管理しているSNS・Xのアカウントで、施設センターの対応や利用促進について広く広報していくことは可能。

選定委員・・・盛岡中央消防署にも見学コーナーがあり、コロナの時期は減ったが今は毎日

来客がある。毎年来る小学校もあり、県の防災センターも一緒にリンクさせて見て頂く方法はどうか。盛岡中央消防署の展示は防災経験というよりは消防活動・仕事の説明が中心となるが、そういった中で、総合防災センターにつなげ、県の来館者も増やせれば。

事務局・・・役割等が違うところはあるが、防災、普及啓発とか、消防防災の知識普及啓発というところでは同じ。防災センターと、盛岡消防本部の展示等々と連携して何か進められればと考えている。

委員長・・・それでは、**募集要項、仕様書等について原案どおり決定することとしてよろしいか。**

(異議なし)

委員長・・・それでは、**原案どおり決定します。**

(3) 指定管理者選定基準について

事務局から、選定基準（資料5）に基づき説明。

選定委員・・・申請書は、応募者のプレゼンテーションの前に確認できるのか。

事務局・・・申請書の提出期限、10月6日で申請を打ち切り、事務局で書類の不備等がないかを確認した後に、委員の皆様宛に申請書類一式をお送りする。

第2回の選定委員会開催前に事前にご一読して内容を予め確認していただいた上で、第2回委員会の当日に、候補者、指定管理申請者の方からプレゼンテーションを直接聞いて頂きたい。

選定委員・・・満点が20点となっているが、点数評価の基準はあるか。

事務局・・・当審査基準の下※印に記載している「平均点が10点未満になった場合は、その時点で不合格ということになる」点は、良い悪いという判断になる。

委員長・・・それでは、**選定基準について原案どおり決定することとしてよろしいか。**

(異議なし)

委員長・・・それでは、**選定基準について原案どおり決定します。**

委員長・・・それでは最後に何かないか。

事務局・・・先ほど説明した職員数について、県の予算の積算上は、今の第4期では3人と積算しており、次の第5期も同じく3人で予算を計上している。

その上で、消防協会で本体側との人の融通も含めて、4名を配置している。配置の実態と予算の考え方が少し異なっている点は、ご承知おきを頂きたい。

委員長・・・これまでに出了た意見の反映や文言の調整については、事務局に十分に検討していただくということで、事務局にお任せすることにしたいと思いますが、よろしいか。

(異議なし)

委員長・・・**それでは、基本方針は決定したわけですので、その他の具体の事項については、事務局一任とします。**

5 その他

次回選定委員会の日程について

事務局・・・次回の選定委員会は、10月10日を予定している。審査申請は10月6日の月曜日に締め切り、事務局による書類審査を行った後に、委員の皆様にお送りする。

1団体あたり1時間程度、30分程度のプレゼンテーションの後、先ほど審議頂いた選定基準により採点していただくこととなる。

6 閉会